

# 刈谷市女性の会連絡協議会会則

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、刈谷市女性の会連絡協議会と称し、事務所を刈谷市民交流センター内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、刈谷市の地域行政事務の地区ごとに設置された女性団体（以下「地区女性の会」という。）相互の連携と融和を図り、男女共同参画社会の実現、青少年の健全育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地区女性の会の育成に関すること。
- (2) 地区女性の会相互の連携に関すること。
- (3) 女性の地位向上及び生活文化の向上に関すること。
- (4) レクリエーションの振興及び健康の増進に関すること。
- (5) 結婚相談、衣裳の貸出し等、住民の福祉に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に関すること。

## 第2章 構成及び機構

### (構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する地区女性の会をもって構成する。

### (入会及び脱会)

第5条 本会に入会し、又は本会を脱会する場合は、常任協議会の承認を得るものとする。

### (機構)

第6条 本会は、第3条の事業を行うため、次の部を設ける。

(1) 総務部

(2) 衣裳部

2 総務部に次の委員会を置く。

(1) 生活文化委員会

(2) レクリエーション委員会

3 衣裳部に貸衣裳委員会を置く。

### 第3章 役員、委員及び常任協議員

#### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名

- 2 役員を選出については、別に定める刈谷市女性の会連絡協議会役員選出規程による。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、一度に限り再任できる。
- 4 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。なお、副会長のうち1名は前条第1項第1号に規定する総務部の部長を兼務し、他の1名は同項第2号に規定する衣裳部の部長を兼務するものとし、会長の指示によりそれぞれの業務を処理する。
- 7 書記は、本会の庶務を担当し、一切の記録を行う。
- 8 会計は、本会の会計事務にあたる。なお、会計のうち1名は前条第1項第1号に規定する総務部の会計を、他の1名は同項第2号に規定する衣裳部の会計を担当する。

#### (委員)

第8条 本会に次の委員を置く。

- (1) 生活文化委員
- (2) レクリエーション委員
- (3) 貸衣裳委員

- 2 委員は、常任協議員の互選とする。
- 3 委員は、それぞれの委員会に所属し、常任協議会で決定された諸事業の実施及び運営にあたる。

#### (常任協議員)

第9条 本会に常任協議員を置く。

- 2 常任協議員は、地区女性の会のそれぞれの代表者をもって充てる。

## 第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 役員会
  - (2) 委員会
  - (3) 常任協議会
- (役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、本会の運営に関する企画及び会務に関する重要事項並びに常任協議会において決定された諸事業の実施に関して協議する。

(委員会)

第12条 委員会は、必要に応じてそれぞれ担当する部長が招集する。

2 委員会は、常任協議会が決定した諸事業のうち、関係部門の実施について協議する。

(常任協議会)

第13条 常任協議会は、原則として毎月1回会長が招集する。

- 2 常任協議会は、本会のあらゆる重要事項について審議決定する。
- 3 常任協議会は、常任協議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定するものとする。

(特別委員会)

第14条 会長は、特に必要があると認めた場合、常任協議会に諮り特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員は、会長がその都度選任する。
- 3 特別委員会は、その都度会長が招集する。

## 第5章 経費及び会計年度

(経費)

第15条 本会に要する経費は、負担金、補助金、事業収益金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査員)

第17条 本会に会計監査員を2名置く。

2 会計監査員は、常任協議員の互選とする。

3 会計監査員は、本会の会計を監査し、常任協議会に報告する。

#### 第6章 会則の改正

第18条 本会の会則は、常任協議会に諮り、出席者の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

#### 第7章 雑則

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

##### 附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

## 刈谷市女性の会連絡協議会役員選出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、刈谷市女性の会連絡協議会会則第7条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）の選出について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 役員となることができる者は、市内に住所を有する女性とする。

### (推薦委員会)

第3条 推薦委員会は、当該年度の役員をもって組織する。

### (役員を選出)

第4条 役員を選出に当たっては、推薦委員会が本人の承諾を得てその候補者を常任協議会に推薦し、常任協議会において承認を得るものとする。

2 前項の承認は、常任協議会の出席者の3分の2以上の同意により決定するものとする。

### (選出の時期)

第5条 役員の任期満了による選出については、任期満了の日から起算して10日前までに選出しなければならない。

2 役員が任期の途中で欠けた場合の選出については、欠けた日から起算して30日以内に選出するものとする。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 刈谷市女性の会連絡協議会衣裳部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刈谷市女性の会連絡協議会会則（以下「会則」という。）第6条第1項第2号に規定する衣裳部の事業及び活動について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 衣裳部の事業は次のとおりとする。

- (1) 結婚相談に関すること。
- (2) 貸衣裳の管理、貸出し、保存及び調達に関すること。
- (3) 貸衣裳展の開催に関すること。
- (4) その他必要な事業に関すること。

(構成)

第3条 衣裳部は、会則第7条第6項に規定する副会長、同条第7項に規定する書記、同条第8項に規定する会計、会則第8条第1項第3号に規定する貸衣裳委員及び第6条に規定する職員をもって構成する。

(機構)

第4条 衣裳部に、第2条の事業を行うため、次の室を設ける。

- (1) 結婚相談室
- (2) 貸衣裳室

(役員)

第5条 衣裳部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 会計 1名

2 部長は、第3条に規定する副会長をもって充てる。

3 書記及び会計は、第3条に規定する書記及び会計をもって充てる。

(職員)

第6条 衣裳部に第2条の事業を行うため、次の職員を置く。

- (1) 結婚相談に関する職員 3名
- (2) 貸衣裳の管理、貸出し、保存及び調達に関する職員 3名

2 職員は、原則として3年を単位として任用するものとする。ただし、業務繁忙時は、会則第7条第5項に規定する会長（以下「会長」という。）の判断により過

去に経験を有する者の援助を求めることができる。

(会議)

第7条 衣裳部の会議は、懇談会とする。

2 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

3 懇談会は、衣裳部に関する必要事項を協議する。

(結婚相談日及び貸衣裳の取扱日等)

第8条 結婚相談日及び貸衣裳の取扱日等は、次のとおりとする。

(1) 結婚相談日 毎週土曜日の午前10時から午後4時まで

(2) 貸衣裳取扱日 毎週水曜日から土曜日までの午前10時から午後4時まで

2 結婚相談及び貸衣裳の取扱場所は、刈谷市民交流センター内とする。

(会計及び会計年度)

第9条 衣裳部の会計は、特別会計とし、経費は、事業収入その他の収入をもってこれに充てる。

2 衣裳部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査員)

第10条 衣裳部に会計監査員を2名置く。

2 会計監査員は、会則第9条第1項に規定する常任協議員の互選とする。

3 会計監査員は、衣裳部の会計を監査する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



## 刈谷市女性の会連絡協議会衣裳部規程施行に関する内規

(職員の勤務日等)

第1条 刈谷市女性の会連絡協議会衣裳部（以下「衣裳部」という。）の職員の勤務を要する日及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、部長が必要があると認めたときは、懇談会に諮り変更することができる。

(1) 結婚相談に関する職員 毎週土曜日の午前10時から午後4時まで

(2) 貸衣裳に関する職員 毎週水曜日から土曜日までの午前10時から午後4時まで

2 前項各号の規定にかかわらず、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までは、勤務を要しない日とする。

(職員の遵守事項)

第2条 衣裳部の職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 部長の命を受け、その職務に専念すること。

(2) 衣裳の貸出しを希望する者（以下「利用者」という。）の意思を尊重し、十分な便宜を図るよう努めること。

(3) 備付けの諸帳簿を正確に記入し、必要に応じて懇談会に報告できるよう処理すること。

(4) その他刈谷市女性の会連絡協議会の名誉を傷つけるような行為をしないこと。

(5) 職務上知ることができた秘密を他人に漏らさないこと。

(謝礼)

第3条 職員の勤務に要した費用について、謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の支給については、毎月勤務した時間に応じて支給するものとする。

3 謝礼について、部長が必要があると認めたときは、懇談会に諮り、金額等を変更することができる。

(衣裳の貸出しに関する事項)

第4条 衣裳の貸出しについては、次のとおりとする。

(1) 利用者は、衣裳の貸出しを受ける前に所定の貸出料金を支払うものとする。

(2) 利用者は、あらかじめ指定された衣裳の借用及び返納の日時を必ず守らなければならない。

(3) 利用者は、借用した衣裳を著しく汚損し、若しくは破損し、又は紛失した場合は、その損害に要した費用を弁償しなければならない。

附 則

この内規は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。